

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公開番号】特開2016-30920(P2016-30920A)

【公開日】平成28年3月7日(2016.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-014

【出願番号】特願2014-152740(P2014-152740)

【国際特許分類】

E 05 B 15/02 (2006.01)

E 05 C 21/00 (2006.01)

【F I】

E 05 B 15/02 D

E 05 C 21/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月30日(2017.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

次に、一つの錠前が設けられた、いわゆる2ロックタイプの引戸の構成例を図5に示し、図5に示した引戸が戸先方向へ層間変形した状態(層間変形角:1/120rad)を図6に示す。

2ロックタイプでは、図5に示すように、引戸部材3の把手9の上下に、上部錠前10a及び下部錠前10bが設けられている。この場合、上部錠前10a及び下部錠前10bのいずれかのストライク11の位置が、層間変形時に枠部材2に加わる荷重の支点となる。図6に示した構成例では、下部錠前10bのストライク11の位置を支点としている。この場合、下部錠前10bの下側における、枠部材2の戸先側縦枠5の戸尻側端面と引戸部材3の戸先側端面との距離(引出し距離)は、図3に示した1ロックタイプの場合よりも長くなる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

図7~図10に示した配設構造は、前述の図1及び図3に示した1ロックタイプの引戸や図5及び図6に示した2ロックタイプの引戸に用いられるストライク11のいずれにも適用可能であり、ロック数に制限はなく、ストライク11と鎌錠12を少なくとも一対設けた引戸におけるストライク11に適用可能である。

上述したように、枠部材2の戸先方向への層間変形後における引出し距離(枠部材2の戸先側縦枠5の戸尻側端面と引戸部材3の戸先側端面との距離)は、1ロックタイプでは、層間変形前よりも長くなり、2ロックタイプでは、1ロックタイプよりも長くなる。このため、従来の引戸1では、いずれの場合においても、施錠時における、鎌錠12の鎌状部材13の先端部分13aの、ストライク11の内側面11eに対する側圧の増加によって、ストライク11と鎌錠12が強固に干渉するため、容易には解錠できない可能性があった。

これに対し、この実施の形態による対震ストライク付引戸15は、ストライク11を戸先方向へ移動可能とする配設構造を有しているので、上述の引出し距離に見合った、戸先方向への移動距離をストライク11に許容することで、上述の側圧の増加を緩和でき、ストライク11と鎌錠12との干渉を避けることができ、容易な解錠を期待することができる。